

旧弁護士法第 7 条及び経過規定

1 昭和 30 年法律第 155 号「弁護士法の一部を改正する法律」により削除された弁護士法第 7 条

(外国の弁護士となる資格を有する者の特例)

外国の弁護士となる資格を有し、且つ、日本国の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第 3 条に規定する事務を行うことができる。但し、前条に掲げる者については、この限りでない。

2 外国の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外国人又は外国法に関し、第 3 条に規定する事務を行うことができる。但し、前条に掲げる者については、この限りでない。

3 最高裁判所は、前 2 項の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。

4 第 1 項又は第 2 項の承認を受けた者には、第 1 条、第 2 条、第 20 条第 3 項及び第 23 条乃至第 29 条の規定を準用する。

5 最高裁判所は、必要と認める場合には、第 1 項又は第 2 項の承認を取り消すことができる。

6 最高裁判所が第 1 項又は第 2 項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見を聞かなければならない。

2 昭和 30 年法律第 155 号「弁護士法の一部を改正する法律」附則 3 項

この法律の施行の際、現に改正前の弁護士法第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する最高裁判所の承認を受けている者については、なお従前の例による。